

熊本県立〇〇高等学校 〇〇〇会則

第1章 総 則

第1条 本会は熊本県立〇〇高等学校 〇〇〇と称し、事務所を〇〇高等学校に置く。

第2条 本会は、会員が互いに緊密な連携を図り、一致協力して家庭、学校および社会における生徒の福祉増進に努め、民主的教育の理解を深め、これを推進するを以て目的とする。

第3条 本会は、上記の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 会員相互の親睦、研修に関するここと
- (2) 生徒の補導・保護並びに福祉に関するここと
- (3) 教職員の研修に関するここと
- (4) 表彰、謝恩、慶弔に関するここと
- (5) その他必要なこと

第2章 会 員

第4条 本会の会員は次の者を以て組織する。

- (1) 正会員 学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 準会員 学校に勤務する教職員とし、議決権は有しない

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、顧問若干名、生活委員長1名、新聞委員長1名、〇〇〇会会長1名、監査2名、事務主事1名

第6条 各役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再選を妨げない。また、任期満了後も後任者が就任するまではその任務を行う。

第7条 各役員および委員・会員の選出は次の方法による。

- (1) 会長および副会長、生活委員長、新聞委員長、〇〇〇会会長、監査は、選考委員会において選考した者を総会で承認する。選考委員会は、会長、副会長で構成し、選考委員長は副会長が兼任する。
- (2) 顧問は、1名を校長とする。他は会長が前役員より委嘱する。なお、校長は委任執行者を兼ねる。
- (3) 事務主事は、本校事務長とする。
- (4) 生活委員、新聞委員、〇〇〇会会員は、各学級2名ずつとする。ただし、クラスの人数によって減ずることができる。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その代理を務める。
- (3) 顧問は、会長の求めで事業の諮問に応じ、各種会議に列席して意見を述べることができる。
- (4) 監査は、会計の監査にあたる。
- (5) 生活委員長、新聞委員長、〇〇〇会会長は、各委員会・〇〇〇会を運営する。
- (6) 委任執行者は、会長の諮問に応じ、または提言し、本会において決定された事項につき、次について委任執行にあたる。収入支出命令、物品出納命令、旅行命令、これに関する事務ならびに予備費補充について。
- (7) 事務主事は庶務並びに会計を掌り、次のことについては委任事務としてあたる。現金の出納保管および支出負担行為の確認、これに付帯する会計事務。

第4章 集会

第9条 本会の集会は、総会、役員会、生活委員会、新聞委員会、〇〇〇会、学年保護者会、クラス保護者会とする。

第10条 総会は、毎年度初めに開いて、役員選出、予算の承認、決算の承認、会務の報告、その他必要なことをする。臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または、会員の5分の1以上の要求があったとき、隨時、会長がこれを招集する。

第11条 総会の定数は、会員の3分の1とする。決議は、出席者の過半数同意を必要とする。ただし、委任状でも成立する。

第12条 総会を招集することが困難な場合、会長と学校長で協議を行い書面表決に変更できるものとする。また、会長または運営委員会が特に緊急を要する事項と判断した場合は、役員会を以てこれに代えることができる。

- (1) 感染症等により、集会を安全に開催することが困難であると会長が判断した場合。
- (2) 大規模災害等、安全が確保できないと判断した場合。
- (3) 総会を役員会で代行する場合、出席者の3分の2以上の賛成を以て成立するものとする。

第13条 総会以外の集会は、必要に応じて隨時行う。

第14条 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集する。構成は、会長、副会長、生活委員長、新聞委員長、〇〇〇会会长、監査、顧問、事務主事および校長が必要と認めた場合、会長の承諾を得た本校職員。

第5章 会計

第15条 本会の会費は、総会で決定された額を納入する。本会の経費は会費および寄付金その他収入を以てこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 改正

第17条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

第1条 本会は、非営利的、非宗派的、非政党的な団体であって、本会の名において外部のいかなる職務の候補者も推薦することはない。

第2条 本会は、教員、校長および教育委員会と教育活動について討議し、また、その活動を助けるための意見を具申し、参考資料を提出するが、直接学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第3条 本会のため必要な細則は別に定める。

第4条 この規約は昭和43年5月16日より実施する。

昭和52年4月1日より平成12年5月24日の間に9回一部改正して実施

平成14年5月15日一部改正して実施

平成24年5月13日一部改正して実施

平成29年4月30日一部改正して実施

令和3年4月30日一部改正して実施